

(様式第1)

## 誓 約 書

私（当社）は、

採石法第32条の2第1項の規定による同法第32条の採石業者の登録に係る申請

採石法第32条の6第2項の規定による採石業者の地位の承継の届出

採石法第32条の7第1項の規定による変更に係る届出 ※1

をするにあたり、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、和歌山県警察本部に照会することについて承諾し、当該事項に関する書類の提出を求められた場合には、指定された期日までに提出します。

### 記

1 次に記載する自己、自己の法人その他の団体の役員等（法人にあっては、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有すると認められる者を含む。個人事業者にあっては、当該個人事業者及びその使用人で支配人、店长、支店长その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者をいう。以下同じ。）又は採石業務管理者は、次のいずれにも該当する者ではありません。

- ア 採石法（以下「法」という。）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの
- イ 法第32条の10第1項の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しないもの
- ウ 法第32条の登録を受けた者（以下「採石業者」という。）であって法人であるものが法第32条の10第1項の規定により、登録を取り消された場合において、その処分があった日前30日以内にその採石業者の業務を行う役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- エ 暴力団（和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- オ 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- カ エ及びオに掲げる者以外の者であって、次のいずれかに該当するもの
  - (ア) 役員等が暴力団員等に該当するもの
  - (イ) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの
  - (ロ) 暴力団員等がその事業活動を支配するもの
  - (ハ) 役員等が、自己、その属する法人若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的その他不当と認められる目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
  - (ニ) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭その他の財産上の利益を与え、若しくは便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与しているもの
  - (ホ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められるもの
  - (ヘ) 役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約、委託契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が(ア)から(ホ)までのいずれかに該当するものであると知りながら、当該契約を締結しているもの

- 2 自己、自己の法人その他の団体の役員等又は採石業務管理者は、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超える不当な要求行為、詐術・脅迫的行為、業務妨害行為その他これらに準ずる行為を行いません。
- 3 不当要求行為等を受けた場合は、これを拒否するとともに遅滞なくその事実を和歌山県知事に報告し、和歌山県警察管轄警察署への通報及び捜査上必要な協力をします。
- 4 採石に係る業務の一部について他の者と契約（全ての下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約

をいう。）を締結した場合は、当該契約の相手方等（全ての下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方をいう。）が、不当要求行為等を受けた場合は、これを拒否させるとともに遅滞なくその事実を和歌山県知事に報告し、和歌山県警察所轄警察署への通報及び捜査上必要な協力をします。

- 5 職員に脅迫的な言動、暴力を用いるなどして採石者登録業務等を妨害しません。
- 6 虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いるなどして採石者登録業務等を妨害しません。
- 7 他者が上記5及び6に反する行為をしたことを知った時は、その事実を和歌山県知事に報告します。

(氏名等) ※2

氏名		生年月日				性別	役職等の別※3
(カナ)	(漢字)	元号	年	月	日		

平成 年 月 日                      住 所  
 和歌山県知事 様                      氏 名                                      印

※備考  
 ・この用紙の大きさは、日本工業規格A3横書きとすること。  
 ・※1については、申請の種別に応じ、該当する箇所に丸印を付けること。  
 ・※2については、不要な空欄を斜線で消すこと。  
 ・※3については、「申請者」（個人事業者である場合にのみ記載すること）・「役員等」・「採石業務管理者」のいずれかを記載すること。